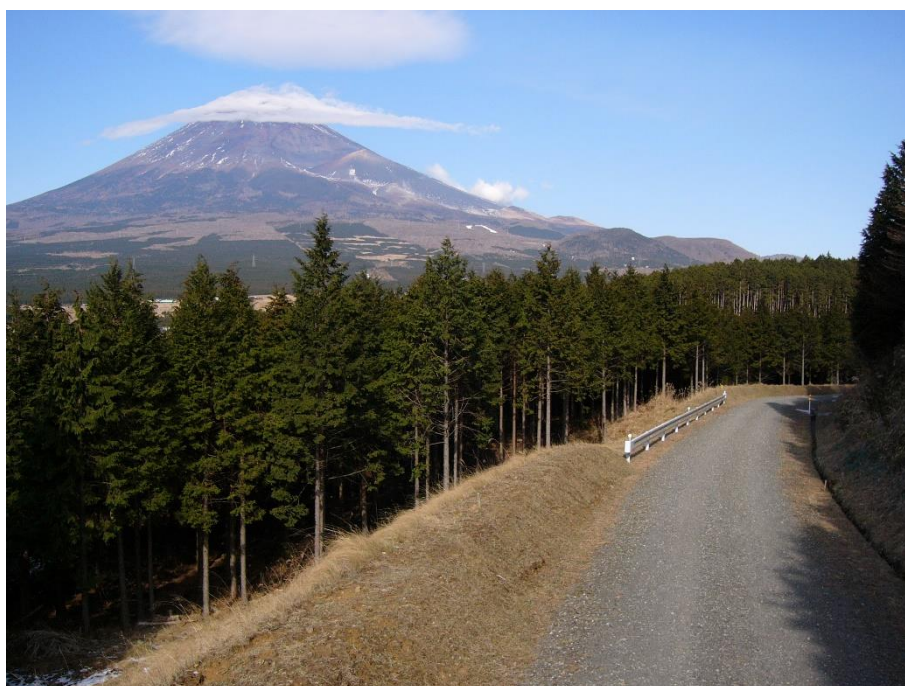


富士市森林整備計画

計画期間

〔 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日 〕



静岡県富士市

はじめに

富士市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下、「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

なお、本計画の対象となる森林は、県が定める富士地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、富士地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに本計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

本市の山林は、明治以降に先人たちが植林したスギ・ヒノキの針葉樹林が大半を占めており、近年になって本格的な利用期を迎えています。

本市は、令和2年7月に「SDGs 未来都市」に選定されており、持続可能な社会を目指して森林資源の循環利用を進め、積極的に主伐・再造林事業を展開しております。

また、本市には木材の共販施設である県森林組合連合会富士事業所があり、さらに木材の大口需要先となる合板工場の新設、木質バイオマス燃料ボイラーの稼働など、有効利用につながる環境は十分に整備されています。生産現場と受入れ先が近接しているという好条件を活かし、本市は積極的に木材の生産を進めていきます。

このため、森林経営計画等に基づく適切な伐採により、森林資源の維持増進と持続可能な林業経営を推進するほか、富士地区林業振興対策協議会がブランド化へ取り組んでいる、富士山麓で育ったヒノキ製品ブランド「FUJI HINOKI MADE（フジヒノキメイド）」の販路拡大に努めていきます。

最近では、わが国の豊富な森林資源を原材料とし、次世代の新素材として注目されるセルロースナノファイバーの研究開発が国の成長戦略などに位置付けられるなど、林業の成長産業化に向けた取組も始まっています。

世界文化遺産富士山の南麓に広がる山林を育て、後世に伝えていくために、ここに富士市森林整備計画を策定します。

<目次>

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・ ・ ・ 1
第1 森林整備の現状と課題	・ ・ ・ 1
第2 森林整備の基本方針	・ ・ ・ 2
1 森林の機能と望ましい姿	
2 森林整備の基本的な考え方	
3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4 その他必要な事項	
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	・ ・ ・ 14
1 森林の経営の受委託等による施業又は経営の促進	
2 森林施業の共同化の促進	
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	
II 森林整備の方法に関する事項	・ ・ ・ 15
第1 伐採に関する事項	・ ・ ・ 15
1 伐採の方法	
2 標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	・ ・ ・ 18
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第3 保育・間伐に関する事項	・ ・ ・ 24
1 保育の作業種別の標準的な方法	
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 26
1 作業路網の整備に関する事項	
2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・ ・ ・ 28
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	・ ・ ・ 30
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	

第7	その他森林整備に関する必要な事項	・・・	31
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項		
2	林業機械の導入の促進に関する事項		
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項		
III	森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	・・・	33
第1	森林の病害虫の駆除又は予防の方法等	・・・	33
1	森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法		
2	森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針		
第2	鳥獣による森林被害対策の方法	・・・	33
1	鳥獣害防止森林区域の設定		
2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法		
3	その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法		
4	鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等		
第3	林野火災の予防の方法	・・・	34
第4	森林病害虫駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・・・	35
第5	その他必要な事項	・・・	35
1	病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき山林		
2	不法投棄の抑止の方法		
3	その他		
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	・・・	37
第1	保健機能森林の区域	・・・	37
第2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	・・・	37
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	・・・	38
1	森林保健施設の整備		
2	立木の期待平均樹高		
第4	その他必要な事項	・・・	39
V	その他森林の整備のために必要な事項	・・・	40
第1	森林経営計画の作成に関する事項	・・・	40
1	森林経営計画の記載内容に関する事項		
2	一体整備相当区域		
第2	生活環境の整備に関する事項	・・・	40
第3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・	41
1	富士ヒノキのブランド化		
2	富土地域材使用住宅取得費補助金交付事業		
3	富土地域材使用非住宅建築物取得費補助金交付事業		
4	中～低規格材の市内産業への積極利用		

5	間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定	
第4	森林の総合利用の推進に関する事項	・・・43
第5	住民参加による森林の整備に関する事項	・・・44
1	地域住民参加による取組	
2	上下流連携による取組	
第6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・・・44
第7	その他必要な事項	・・・45
1	施業の制限を受けている森林に関する事項	
2	森林の保全に関して留意すべき事項	
3	土地の形質変更に当たり留意すべき事項	
4	環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項	
5	公有林の整備に関する事項	
6	林業及び木造建築への啓発に関する事項	
7	良好な森林景観の形成に関する事項	
8	地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項	

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定めます。

第 1 森林整備の現状と課題

本市は県の東部に位置し、海拔 0 m の駿河湾から富士山 9 合目まで、標高差は約 3,680m あり、富士山、愛鷹山を背にした緩やかな傾斜地にある森林と、海岸線には約 10km に渡る松林が広がっています。

また、豊富な湧水、地下水の恩恵を受け、製紙業を中心とした工業都市として発展してきました。

本市の総面積は 24,494ha であり、そのうち森林面積は 11,982ha (私有林 10,067ha、国有林 1,915ha) で、総面積の 49% を占めています。

「富士市森林整備計画」の対象となる私有林面積は 10,044ha であり、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は 8,218ha になります。私有林の人工林率は 81% で、県平均より多くなっています。これらは先人たちの積極的な植林活動の賜物です。

一方で、植栽から 40 年以上が経過し、伐採の適期を迎えた山林は人工林全体の 93% に上り、間伐などの森林整備を適正に実施していくことが必要となっています。

特に間伐については「第三次富士市環境基本計画」において令和 12 年度末時点での私有林の間伐面積累計 9,697ha を目標とし、実施を促進しています。

令和 6 年度末時点での間伐実施面積は 8,646ha であり、目標達成に向けて順調に推移しているものの、搬出間伐が期待される 35 年生以上の山林の中で必要な手入れが遅れている箇所も見られます。近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化への対策として、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止等の防災の観点からも整備の必要があるため、本市では「富士市造林事業補助金交付要綱」に基づいて、間伐事業に補助金を交付し、森林整備における森林所有者の負担軽減を図っています。

また、令和元年度から始まった森林経営管理制度を活用し、市内で森林の管理が困難な森林所有者の森林を取りまとめて、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、森林の整備が進んでいない小規模森林所有者の森林の整備を進めていきます。

森林の整備を進めていくにあたり、林業従事者の減少と高齢化が大きな課題ですが、関係各所と連携し、課題の解決に努めていきます。

森林には、林業本来の目的である木材という再生可能な循環資源をもたらすとともに、カーボンニュートラルに寄与する二酸化炭素の吸収源となる重要な役割を担っています。

本市では建築材としての活用に留まらず、合板工場や木質バイオマス燃料ボイラー等へ木材を供給するなど、潤沢な森林資源の幅広い活用を進めておりますが、併せて、



東京都港区との間に「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定（みなとモデル）」を締結するとともに、「FUJI HINOKI MADE」ブランドとして、首都圏への販路拡大を推進するなど、地域材の安定的・効率的な供給体制を構築し、木材関連産業の発展と地球温暖化対策としての森林の持続可能な活用に努めてまいります。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで、多様性に富んだ構成になっています。近年では、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、森林のもつ多面的機能の増進を図ることが求められています。これらの社会的要求に応え、本市では、昭和47年の開園以来、広く市民の憩いの場となってきた丸火自然公園や、紅葉の名所として評判の高い須津山休養林、富士山から駿河湾までを一望できる野田山健康緑地公園という3つの休養林の整備を進めてきました。現在では、いずれも市内外からの利用者も多く訪れる、観光拠点にもなっています。今後も本市では、自然に親しむ体験を満喫できるように、これらの施設の整備等を進めてまいります。



野田山健康緑地公園金丸山広場から望む富士市街地と駿河湾

第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

森林の有する様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類され、このうち水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれています。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示します。

表 1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機能	働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等 生産機能	木材等を生産する働きがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した森林土壌を有しています。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されています。
公益的 機能	水源涵養 機能	<p>水資源を保持し、濁水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有しています。 ・下層植生とともに樹木の根が発達しています。
	山地災害 防止機能 ／ 土壌保全 機能	<p>自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れています。 ・適度な光が差し込み、下層植生が発達しています。 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されています。
	快適環境 形成機能	<p>強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健・ レクリエーション 機能	<p>保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する働きがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供しています。 ・身近な自然として、又は自然とのふれあいの場として適切に管理されています。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されています。
	文化機能	<p>自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する働きがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成しています。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されています。
	生物多様性 保全機能	<p>地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する働きがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系を保持しています。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息しています。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域設定の基準

森林は、表 1-2-1 に示した機能をすべて兼ね備えています。地形特性や地形などから特に発揮させたい機能の維持増進を図るために、表 1-2-2 のとおりに区分します。

なお、富士市におけるこの区分は、表 1-2-7 及び付属の経営図（区域・施業種）のとおりです。

表 1-2-2 森林の機能の維持増進を図るための森林とその機能

機能	森林の機能別の区域	
木材等生産機能	木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」）	
	木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	
水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」）
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能		山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」）
快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」）
保健・レクリエーション機能 ／ 文化機能 ／ 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健文化機能維持増進森林」）

（2）森林施業の方法（施業種）

表 1-2-2 で定めた区域における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表 1-2-3 のとおり定め、施業種ごとの主伐時期の下限を表 1-2-4 のとおり定めます。

表 1-2-3 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能 維持増進森林	通常伐期	Ⅱの第1に示す「伐採に関する事項」とおりとします。	Ⅱの第3の2「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとします。
水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示します。	
山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示します。	
	複層林	Ⅱの第1の1(2)に示す「伐採(主伐)の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとします。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施します。 この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持します。
	快適環境 形成機能 維持増進森林	択伐による 複層林	
保健文化機能 維持増進森林			

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用しますが、主伐の時期は下限値が高い方を適用します。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」(施業種は「伐期の延長」と「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」(施業種は「択伐による複層林」)の区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に10年加えた林齢以上」、伐採率は「30%以下」とします。

表 1-2-4 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	80	90	70	60	100	30	50

※ 1 マツはクロマツ及びアカマツを指します。

※ 2 複層林、択伐による複層林は、通常伐期と同様とします。

※ 3 標準伐期齢は、Ⅱの第1の表2-1-3を参照。

(3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の区域について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-5のとおり定めます。

表1-2-5 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方	
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努めます。 ・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、直径の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進します。 ・施業種は「通常伐期」とします。 ・木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実に早期に再造林するよう努めるものとします。 	
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> ・木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとします。 ・施業種は「通常伐期」とします。 	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 ・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を促進します。 ・施業種は「伐期の延長」とします。
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要の谷止や土留等の施設の設置を推進します。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図ります。 ・施業種は「長伐期」とします。
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 ・風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避けることとします。 ・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進めます。 ・地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進めます。 ・施業種は「複層林」とします。
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 ・保健文化機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導します。 ・里山林については、生物多様性保全機能等を確保しつつ、適切な保育及び間伐を推進します。 ・施業種は原則「複層林」とし、特に生態系や生物多様性を保全する機能を発揮させる必要がある森林では「択伐による複層林」とします。ただし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林においては、施業種は「長伐期」とします。

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

本市の森林は、海岸沿いの松林から富士山南麓のヒノキ林に至るまで、多様性に富んだ構成になっています。また、地形や生育樹種等により、森林と人との係り方も地域ごとの違いがあります。

地域の違いを踏まえ、表1-2-2に示した森林の機能の区域を設定するに当たって基本的な方針を表1-2-6のとおり定めます。

表1-2-6 区域設定の基本方針

区域	区域設定の基本方針	
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> スギ・ヒノキからなる人工林が多くの割合を占め、素材生産活動が盛んな森林を面的に設定 	
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> 木材等生産機能維持増進森林のうち、緩傾斜地で林道の近くに位置する効率的に木材生産を行うことが可能な人工林を中心に面的に設定 山地災害の恐れのある森林は対象としない 	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 地域の水源の上流に位置する森林を面的に設定
	山地災害防止／ 土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 土砂流出防備保安林に指定されている森林を面的に設定
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 市街地近郊に残る森林を面的に設定 潮風や潮害を防止する効果が高い海岸林を設定
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 休養林並びに自然に触れ合うことを目的とする施設の森林を設定

(2) 地域の目指すべき森林の姿

地域の特徴及び期待される森林の機能を踏まえ、市内を次のア～カの6つに地域分けし、目指すべき森林の姿を定めます。

ア 大淵・桑崎地域

大淵・桑崎地域は戦後の拡大造林によるヒノキ主体の人工林地帯であり、富士山・愛鷹山の麓から駿河湾へ流れる河川の上流部に位置します。この地域は、木材として積極的に利用を進めるべき森林も多いことから、木材等生産機能を発揮させつつ水源涵養等の公益的機能を高めるため、間伐など適切な管理による森林整備を推進し、形質の良好な森林を目指すものとします。

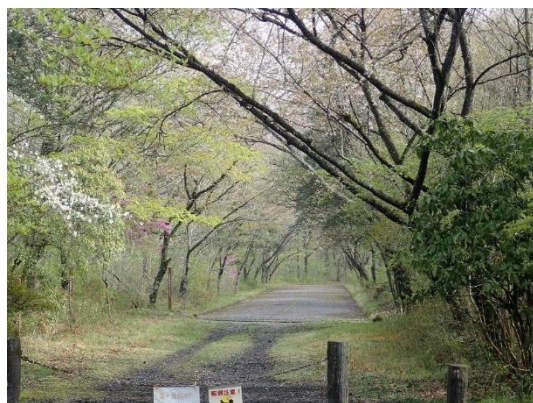
また、「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」の対象地域を含むため、自然環境の保全と節度ある利用を図りつつ、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、森林の伐採を伴う開発の適正化を図ります。



林道勢子辻線から望む越前岳

イ 丸火・須津山・野田山休養林地帯

丸火自然公園・須津山休養林は天然生の広葉樹林帯を持ち、野田山健康緑地公園は富士山・駿河湾を一望できる景勝の地です。いずれも自然とのふれあいの場、市民の憩いの場として活用され、市外からの利用客も多く訪れます。これらの地域は遊歩道や四阿（あずまや）などの施設と森林を機能的に結びつけた、一体的な整備を推進し、保健休養活動に寄与する働きを保全・形成する森林を目指すものとします。



丸火自然公園

ウ 須津・吉永地域

須津・吉永地域には急傾斜地が多く、また須津川・赤淵川の上流部にあたることから、水源涵養機能を高めるため、間伐など適切な管理による森林整備を継続的に実施し、土壌・水資源を保持する働きを形成する森林を目指すものとします。

また、「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」の対象地域を含むため、自然環境の保全と節度ある利用を図りつつ、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、森林の伐採を伴う開発の適正化を図ります。



須津溪谷橋から見下ろす須津川溪谷

エ 田子浦・元吉原地域

田子浦・元吉原地域には約 65ha の海岸林があり、防潮・防風林として機能しています。しかし、昨今は病虫害により松林に枯損が多く見られることから、機能維持のため積極的な整備が必要となっています。

田子浦・元吉原地域の海岸林については保全を行うと共に、枯損木の除去と病虫害への耐性が強い品種の植栽等を通じ、防潮・防風機能が高い海岸林を目指すものとします。また、地域住民と積極的に協働し、快適な生活環境をもたらす海岸林の整備育成を図ります。



海岸松林から望む富士山

オ 富士川地域

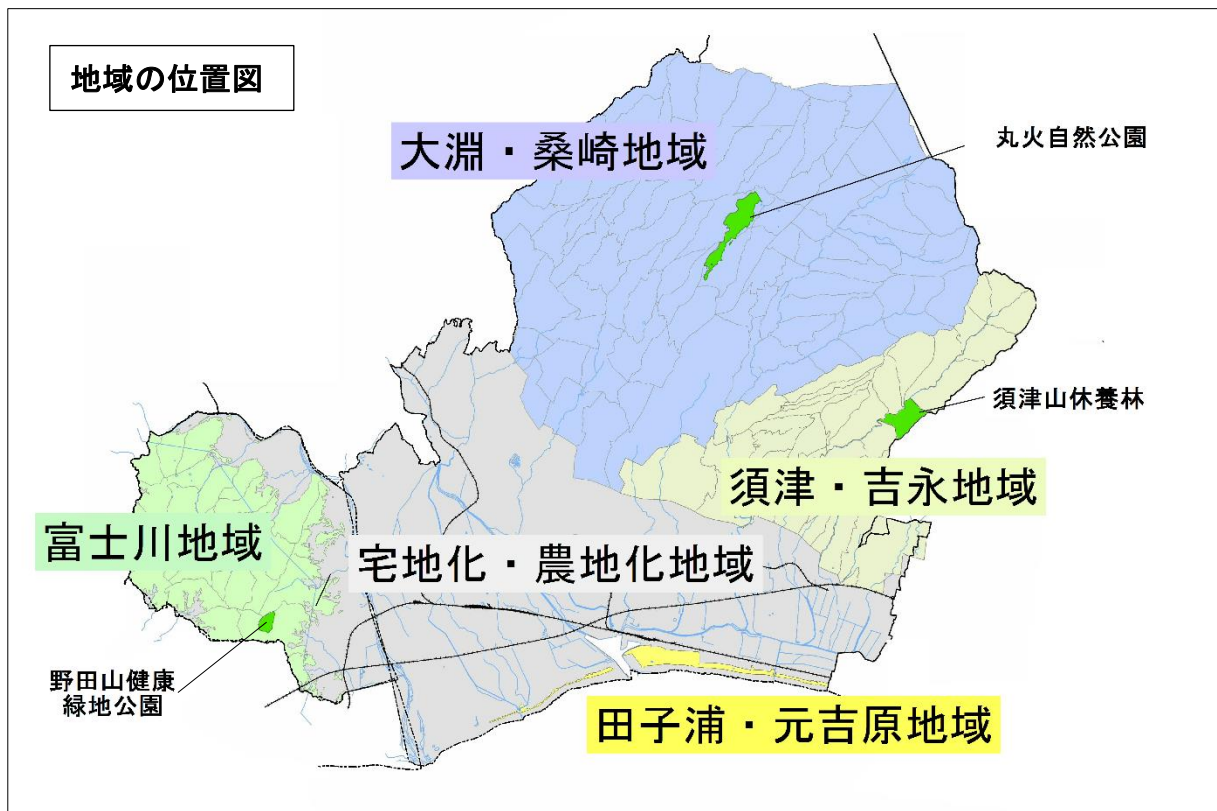
富士川地域は湧水・表流水を上水道の水源としていることから、山間部の水源涵養機能を高めるため、間伐など適切な管理による森林整備を継続的に実施し、土壌・水資源を保持する働きを形成する森林を目指すものとします。



金丸山広場を上空から望む

カ 宅地化・農地化地域

市内の開発が進行した結果、宅地・農地の周辺に部分的に森林が残されています。これらについては、地域住民との積極的な協働による整備・保全を通して、森林と住宅地などが共生する、快適な生活環境をもたらす森林を目指すこととします。



(3) 地域の森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、各地域の森林において特に発揮する必要のある森林の機能とその施業種を表1-2-7～9のとおり設定します。

表1-2-7 地域別の森林の区域

地域	機能区分					施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健			
大淵・ 桑崎地域	○					通常 伐期	古くからの林業地域であり、効率的な森林施業を推進します。	3,306.95
		○				伐期の 延長	赤淵川水系の上流に位置し、水源涵養機能を発揮させます。	2,548.22
			○		○	長伐期	越前岳～呼子岳の尾根沿いに位置する急峻地であり、土砂流出防備保安林や愛鷹山自然環境保全地域の特別地区に指定されています。	240.56
丸火・ 須津山・ 野田山 休養林地帯						複層林	野田山は複層林施業により針広混交林化を進めます。	133.06
					○	複層林 (択)	須津山は紅葉の名所として知られており、良好な自然景観の保全を促進します。多様な樹種が共生する丸火自然公園は雑木林の姿を守ります。	138.81
須津・ 吉永地域		○				伐期の 延長	須津川水系・赤淵川水系の上流に位置し、水源涵養機能を発揮させます。	1,575.33
	○					通常 伐期	宅地開発後に残されたスギ・ヒノキ林を更新します。	41.94
					○	長伐期	須津川上流の大岳・位牌岳周辺に位置する急峻地であり、愛鷹山自然環境保全地域の特別地区に指定されています。	272.75
田子浦・ 元吉原地帯				○		複層林	防砂林・防潮林として機能する海岸林について、枯損木の除去・更新を通じて維持します。	61.00
富士川地域		○				伐期の 延長	地域の水源であることから、水源涵養の視点から整備を進めます。	1,599.58
宅地化・ 農地化地域				○		複層林	良好な生活環境を維持するため、複層林施業により、針広混交林化を進めます。	126.60
合計								10,044.80

※ 機能区分は、表1-2-2で定めた森林の区域を示しています。

表 1-2-8 森林の区域（機能別）

区分	森林の所在（林班）	面積（ha）	
木材等生産機能維持増進森林	1～31、35、37、39～56、58、59、61 （★）	3,348.89	
特に効率的な施業が可能な森林	4、7～31、35、37、39～47、49～54、56、58、59	3,166.20 （内数）	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	33、34、36、38、62～80、82、83～93、95～111、116、117、119～126、130～157 （★）	5,723.13
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	81、82 い・ろ、94	240.56
	快適環境形成機能維持増進森林	57、60、127～129	187.60
	保健文化機能維持増進森林	43 い 1～9・は 8～21、46 い 33・44・45・47・48・56・ろ 1～4・は、74 ろ 7・9～19、75 い 13～17・ろ 1～13・15～27・は、76 い・ろ 1～5、80 ろ 6・ほ、81 い 2～4、82 い・ろ、83 ろ 18～21、94、109 い、112～116 い、118、134 は 56～83・ほ 9・14	758.78
合計		10,258.96	

（★） 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林に設定している森林を除きます。

※1 詳細な森林の所在は、付属の経営図（区域・施業種）を参照。

※2 重複して指定している森林があるため、面積の合計は計画対象森林の面積とは一致しません。

表 1-2-9 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在（林班）	面積（ha）
通常伐期	1～31、35、37、39～56、58、59、61（◆）	3,348.89
伐期の延長	33、34、36、38、62～80、82、83～93、95～111、116、117、119～126、130～157（◆）	5,723.13
長伐期	81、82い・ろ、94、112～116い	513.31
複層林	57、60、74ろ7・9～19、75い13～17・ろ1～13・15～27・は、76い・ろ1～5、80ろ6・ほ、83ろ18～21、127～129、134は56～83・ほ9・14	320.66
択伐による複層林	43い1～9・は8～21、46い33・44・45・47・48・56・ろ1～4・は、109い、118	138.81
合計		10,044.80

（◆）長伐期、複層林、択伐による複層林に設定している森林を除きます。

※ 詳細な森林の所在は、付属の経営図（区域・施業種）を参照。

4 その他必要な事項

（1）伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当無し

（2）特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、「静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）」第2条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図ります。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行います。

なお、この森林の整備・保全の考え方を、表1-2-10のとおり定めます。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行います。

なお、この森林の整備・保全の考え方を、表1-2-10のとおり定めます。

表1-2-10 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・伐採方法は、主伐又は間伐とし、列状又は群状を伐採の基本とします。 ・伐採率は、材積換算でおおむね35%とします。
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	・広葉樹林等を対象とする伐採方法は、主伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね50%以内とします。 ・竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とします。

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定めます。

1 森林の経営の受委託等による施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体等や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援します。

2 森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進します。

また、森林経営計画の作成、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進します。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成するとともに、就業前の情報提供やインターンシップの促進、就業支援講習会等により新規就業の促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を促進することにより、林業従事者の定着を図ります。

また、市内高校生を対象とした林業現場や木材・流通加工施設の見学会等を開催し、林業への理解促進と意識付けを図ります。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

(法第10条の5第2項第2～4号及び第6～8号並びに第3項第1～3号)

第1 伐採に関する事項 (法第10条の5第2項第2号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1-1のとおり定めます。

表2-1-1 立木竹の伐採の方法

区分	指針
主伐 (更新を伴う伐採)	皆伐 <ul style="list-style-type: none"> ・主伐のうち、択伐以外のもの。 ・気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する多面的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適切な伐採区域の形状 ➢ 1箇所当たりの伐採面積の規模 ➢ 伐採区域のモザイク的配置 ・伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。
	択伐 <ul style="list-style-type: none"> ・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うもの。 ・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。 ・適切な伐採率は、材積率30%以下とします。ただし、伐採後に人工造林を行う場合は40%以下とします。
間伐 (更新を伴わない伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。

(2) 伐採(主伐)の標準的な方法

伐採(主伐)の標準的な方法を、表2-1-2のとおり定めます。

表 2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指 針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいいます。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないように、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとします。 ・林地の保全及び森林の有する多面的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとします。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとします。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木については、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げない限り保存に努めるものとします。 ・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知）、『静岡県林業専用道・森林作業道作設指針』等を踏まえ、林地保全に努めるものとします。 ・花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化します。
育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとします。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行います。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとします。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とします。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとします。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとします。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとします。

育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とします。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとします。ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、伐採時に下層木への損傷に留意し、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は 40%（材積率）を上限とします。 イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は 30%（材積）を上限とします。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとします。
天然生林	主伐に当たっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準じます。

※ 用語説明

- 育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林
(例：植栽によるスギ・ヒノキからなる森林)
- 育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林
(例：針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林)
- 天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林
(例：天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林)
なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること、又はぼう芽により樹木が生育することを指します。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表 2-1-3 のとおり定めます。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではありません。

表 2-1-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

※ マツは、クロマツ及びアカマツを指します。

3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討します。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定めます。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

- ※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定に当たっては、成長に優れたエリートツリーをはじめとする花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとします。
- ※2 クロマツ及びアカマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。
- ※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の林政課と相談の上、適切な樹種を選択するものとします。
- ※4 テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けることとします。

（2）人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定めます。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000 ～ 3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000 ～ 3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	
	疎仕立て	1,800 本/ha～	

- ※1 マツ類はアカマツとクロマツ及びカラマツを指し、広葉樹はクヌギ、コナラ、ケヤキを指します。
- ※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の林政課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合は、1,000本/haを下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができるものとします。ただし、この場合にも市の林政課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表2-2-3に定めます。

なお、人工造林の実施に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー等の苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進します。また、花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとします。

ただし、奥山等のため継続的な資源の循環利用が困難な場合等は、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとします。

表2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理します。 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合は筋置にするなどの点に留意します。 	—
更新	<ul style="list-style-type: none"> 原則として植栽とします。 植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として樹下植栽とします。 隣接して広葉樹林が残存している場合は、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができるものとします。 植栽する本数は、表2-2-2に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意します。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表2-2-4に定める期間内において更新を完了するものとします。

表 2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐 (伐採率 40%以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-2-5 のとおり定めます。

表 2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、カラマツ、モミ、ヤシヤブシ、ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ、カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※ 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40 cm以上、概ね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとします。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表 2-2-6 に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表 2-2-7 に定めます。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表 2-2-8 に定める天然更新補助作業を実施するものとします。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとします。

表 2-2-6 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行き、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととします。

表 2-2-7 天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表 2-2-8 天然更新補助作業

補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行うこととします。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行うこととします。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽することとします。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4～5 本を目安としてぼう芽整理を行うこととします。 2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2～3 本とすることとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要があります。このため、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に、天然更新を完了させるものとしてします。

(4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後 5 年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行います。

ア 確認調査の方法

調査の方法は、以下の（ア）～（オ）のとおりとします。

（ア）調査の時期は、伐採後5年以内とします。

（イ）まず目視によって基準を満たしているか判断します。

（ウ）明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合、プロット調査を行います。

〔プロット調査とは、対象区域内の標準的な地点で計測を実施することにより全体の状況を判断する調査をいいます。〕

（エ）プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とします。

（オ）プロットの設定方法は、以下のa～cのとおりとします。

a プロットの大きさは5 m×5 m (25㎡) とし、2箇所以上設けることとします。

b プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択することとします。

c 対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができるものとします。

〔後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指します。〕

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表2-2-9のとおり定めます。

表2-2-9 天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	<ul style="list-style-type: none">・天然更新すべき立木（表2-2-5で定める樹種で樹高が2 m以上のもの）の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態であることとします。・プロット調査においては、全てのプロットが基準を満たしていることとします。
天然更新すべき立木の本数の下限値	<ul style="list-style-type: none">・期待成立本数の3割 (=1,800 本/ha)・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができるものとします。

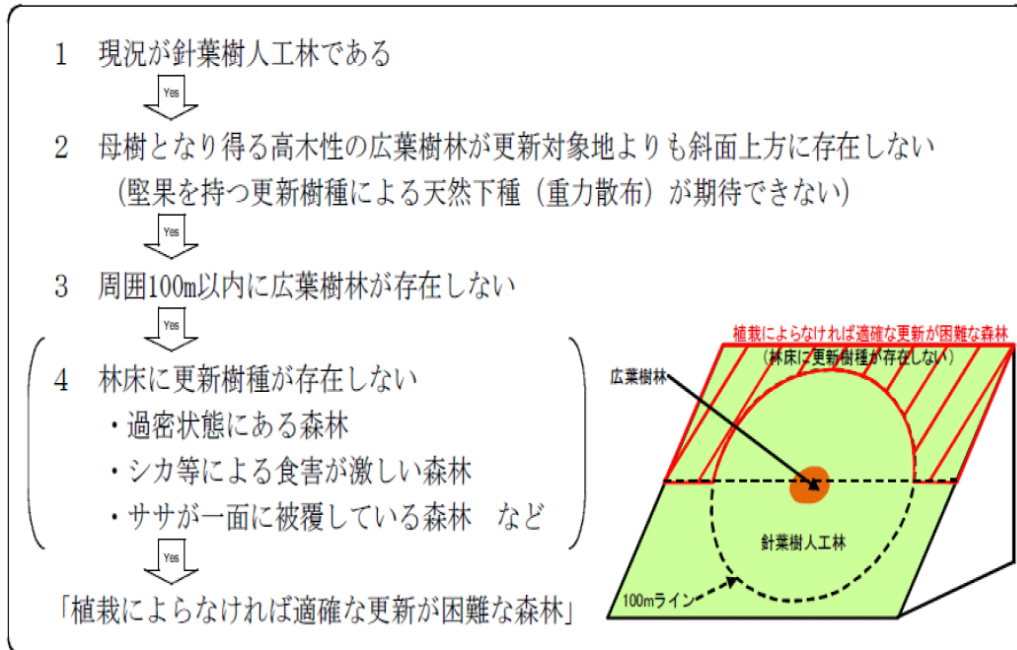
ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる、又は植栽を行うものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

市内一円のすべての人工林に係る森林について、主伐（皆伐・択伐）後は必ず植栽を行うものとします。

ただし、天然更新に関する調査等を行う場合は、次の基準を参考に、市の林政課及び県富士農林事務所の林業普及指導員等と協議の上、モデル的に実施するものとします。



資料：「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」（林野庁）より

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定めます。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとします。

ア 人工造林の場合

表2-2-1に定める樹種とします。

イ 天然更新の場合

表2-2-5に定める樹種とします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は、6,000本/haとします。

第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）

保育及び間伐は、山林の立木の生育促進、健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法を次のとおり定めます。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種別とその標準的な方法を表2-3-1のとおり定めます。

表2-3-1 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施するものとし、状況に応じて、回数の削減や実施期間の短縮に努めます。 時期：6～8月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下幹径が7cmになった時に実施 方法：枝下幹径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、防護柵等の設置、捕獲等を実施

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表^{※1}」を利用し、表2-3-2に示す指針に従って実施します。

表2-3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とし、林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とします。 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数（Ry）^{※2}」を用いるものとし、その値を表2-3-3に定めます。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表2-3-4に定めます。
間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定めます。 材積による伐採率の上限は35%を標準とします。 5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択することとします。 ・保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮することとします。 ・8 齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進します。 ・地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行うこととします。

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラムで、樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができます。プログラムは、県のホームページからダウンロードできます。

<「新・システム収穫表」による試算の一例>

年生	施業	本数 伐採率	伐採後本数 (本/ha)	伐採後収量比数 (Ry) ※3	平均胸高 直径(cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※ 樹種ヒノキ、15 年生時立木本数 2,750 本/ha、森林簿中の地位Ⅲの条件で、長伐期施業(90 年生を伐期)とした場合

※2 「収量比数 (Ry)」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用います。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び 1 に近づいていきます。

表 2-3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	15 年

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

本計画の計画期間内に間伐を実施する必要がある森林は、森林経営計画が作成されていない林小班面積が 0.5ha 以上の森林であり、20 年生から標準伐期齢未満では過去 5 年以内、標準伐期齢以上では過去 10 年以内に間伐の履歴が確認できない、又は履歴が不明な森林とします。

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示し、作業路網については表2-4-1に定義します。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワード等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に計画します。

表2-4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	110m/ha以上	30~40m/ha以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	85m/ha以上	23~34m/ha以上
	架線系	25m/ha以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	60m<50m>/ha以上	16~26m/ha以上
	架線系	20m<15m>/ha以上	
急峻地 (35° ~)	車両系 架線系	5m/ha以上	5~15m/ha以上

(注) 急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の開設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表 2-4-3 に示す規格（林道規程）とします。

林業専用道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとします。

表 2-4-3 基幹路網の規格・構造

区分		規格（林道規程）		車道幅員	通行車両
基幹路網	林道	第1種 及び 第2種	自動車道1級	4.0m	一般車両 林業用車両
			自動車道2級	3.0m	
		第2種	自動車道3級	2.0m	
	林業専用道	第2種	自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t 積トラック)

※ 第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※ 第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表 2-4-4 に示します。なお、詳細な計画は、別表及び付属の経営図（林道・作業道）を参照してください。

表 2-4-4 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長又は箇所数
森林管理道の開設	8 路線	6.5 km
林道の改良（拡張）	20 路線	77 箇所
林道の改良（舗装）	13 路線	28.5 km

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は林道台帳を作成して適切に管理します。

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の開設に関する留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表 2-4-5 に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで開設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とします。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとします。

表 2-4-5 森林作業道の規格・構造

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械又はトラック
	全幅員 2.5m未満 〔少なくとも車両系林業機械の接地幅の1.2倍以上、曲線部はさらに必要に応じて幅員を確保すること〕	車両系林業機械 (車体幅 2.0m程度)

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理します。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表 2-4-4 に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していきます。また、林道等の基幹路網から 200m 以内で傾斜が 35 度未満の森林は、木材生産に適しており、こうした森林においては細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していきます。

特に、表 2-4-4 に掲げた整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していきます。

なお、路網整備等推進区域は、表 2-4-6 のとおり定めます。

表 2-4-6 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	位置	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (km)	対図番号
156・157 林班	北松野	33	下峰山線	1.2	⑤

※ 詳細な位置は、付属の経営図（区域・施業種）（林道・作業道）を参照。

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当無し

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 6 号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は大規模所有者も存在するものの、5 ha 未満の小規模零細な所有形態が半数を占めています。森林組合等による受委託が進みつつあるものの、未だ効率的な森林施業が困難な森林も多く残る状況です。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十 ha の施業団地とした上で、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体等へ森林所有者が委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていきます。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、長期の施業、森林の経営の委託を働きかけるとともに、施業又は経営の受託等を担う林業経営体等の育成に努め、経営規模の拡大を促進します。

施業又は経営の受託等を担う林業経営体等には、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を積極的に行っていきます。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努めます。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するに当たっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下、「森林経営委託契約」という。）を締結する必要があります。

なお、すでに森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するに当たっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとします。

- (1) 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- (2) (1) に基づき伐採した木竹の処分権原
- (3) 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討します。

この制度により森林所有者から市が経営管理権を取得した場合は、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定して再委託を行い、また、林業経営に適さない森林については、必要に応じて森林環境譲与税等を活用して本市が直接森林整備を行うことにより、適切な森林の経営管理を推進します。また、地域の関係者の協議により集約化構想を作成し、林業経営体への権利設定を迅速に行うことを検討します。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

5 その他

本市の森林には林業用地として市民と貸付契約を結んでいる土地（貸付地）があります。貸付地は先人たちが代々守り育ててきた山林であり、治山・水源涵養に果たす役割も大きく、今後も継承して行くべき財産です。

ただし、いずれの貸付地においても大規模に借地していた人は少なく、3 ha 以下の面積で、副収入として育林を行う人が大半でした。これら小規模な貸付地では、社会情勢の変化による地域の林業離れが進むにつれ、経営意欲の薄れから手入れが疎かになっている山林が増えています。「父祖が手がけた林は自分が管理

する」というのが貸付地の基本的な考え方でしたが、個人で小規模な山林の施業を行うことが困難な時代を迎え、貸付地でも施業の集約化に進むべき時期を迎えています。

貸付地は施業の集約化が遅れていますが、土地貸付図、貸付台帳等の資料は本市が一括して管理しており、施業の集約化に当たって、まず支障となる権利の所在の調査が容易です。この点は、合意形成における大きな利点となります。

そこで、貸付地の施業の集約化を進め、森林経営計画の樹立を促進するため、意欲のある事業者等に対して資料・情報の提供を行い、施業の集約化の合意形成を促進します。また、貸付者側に対しても施業の集約化を紹介する案内を発送するなど、啓発活動を積極的に実施していきます。

表 2-4-7 山林貸付面積及び契約者数

対象地域		面積	人数
一般会計	旧富士川	35.12 ha	58 人
森林財産特別会計	旧内山	1,233.71 ha	275 人
	旧今泉、一色、神戸、今宮	61.92 ha	109 人
	旧須津	362.58 ha	261 人
	旧吉永	300.80 ha	210 人
合計		1,994.13 ha	延 913 人

(令和 7 年 3 月 31 日現在)



富士市桑崎地先：内山治山の碑

第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第 10 条の 5 第 2 項第 7 号）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の中で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいいます。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の中で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう、指導・助言します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図ります。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下、「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するに当たっては、次の事項を明記します。

- (1) 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- (3) 共同施業実施者の一人が、上記(1)又は(2)により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ、又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項第1号から第3号）

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 森林技術者の能力の向上

林業経営体等に雇用された技術者を対象に、国や県の人材育成に係る支援の利用等を促し、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者を育成します。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

林業経営体等の職員を対象に、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーを育成します。

(3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象にした、国や県の人材育成に係る支援の利用等を促し、林業への新規就業を促進します。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

林業経営体を対象に、雇用環境の改善や労働安全の取組を促し、森林技術者の就労環境を向上します。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト生産システムの構築を目指します。また、低コスト生産システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、国や県、林業・木材製造業労働災害防止協会等の各種支援事業を積極的に利用していきます。

表2-7-1 生産システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離 (m)		伐採	木寄せ集材	枝払い玉切り	運搬
		基幹路網から	細部路網から				
車両系	緩	150~200	30~75	ハーベスタチェーンソー	グラップル	ハーベスタチェーンソー	フォワーダトラック
	中	200~300	40~100	ハーベスタチェーンソー	グラップル	ハーベスタプロセッサチェーンソー	フォワーダトラック
	急	300~500	50~125	チェーンソー	グラップルウィンチ	プロセッサチェーンソー	フォワーダトラック
架線系	中	200~300	100~300	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
	急	300~500	150~500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者が一体となって着実に進めます。

林産物の利用促進のために必要な施設について、表2-7-2に現状を整理します。

表2-7-2 林産物の利用の促進のために必要な施設

施設の種類	現状			備考
	位置	規模 (年間)	対図 番号	
国産材製材工場	大淵	14,200 m ³		
原木市場	大淵	35,000 m ³		
プレカット工場	大淵	8,500 m ³		
木質バイオマス施設	平垣	105,200 t		
国産材合板他木材加工・製材工場	中之郷	120,000 m ³		

※ 詳細な位置は、付属の施設図（林産物利用促進施設・森林総合利用施設）を参照。

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第10条の5第2項第9号及び第10号)

第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めます。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表3-1-1に示す方針に則って適切に行います。

なお、森林病虫害等の蔓延により緊急に伐倒処理する必要がある場合は、伐倒処理の促進に関する指導等を行うことがあります。

表3-1-1 松くい虫等被害対策方針

項目	方針
松くい虫被害対策	<ul style="list-style-type: none">・「静岡県松くい虫被害対策事業推進計画」に基づいた松くい虫被害対策を実施します。・保全すべき松林の伐倒跡地には、マツノザイセンチュウに抵抗性を有するマツを植栽し、復旧を図ります。・快適環境形成機能を高度に発揮させる必要がある海岸部の保全すべき松林は、薬剤散布及び被害木伐倒処理を行います。・田子浦、元吉原地域の地元住民と松林の維持管理に関する協定を締結し、協働して松林の適正な管理、健全化に努めます。
ナラ枯れ被害対策	<ul style="list-style-type: none">・地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進します。

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者をはじめ、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努めます。

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

近年、本市でもシカ等による森林の食害被害が増加しています。

そこで、森林生態系多様性基礎調査の結果に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、「鳥獣害防止森林区域」という。）を表3-2-1に定めます。

表 3-2-1 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	14、25～31、41、45～56、58、63～70、82、88、89、93～95、98、100、101、110～117、130～157	4,866.74

※ 詳細な位置は、付属の経営図（鳥獣害防止森林区域）を参照。

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域の人工林においては、表 3-2-2 に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施します。

なお、実施に当たっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める「第二種特定鳥獣管理計画」及び鳥獣被害防止特別措置法に基づき本市で作成した「富士市鳥獣害被害防止計画」に沿って実施するものとします。

表 3-2-2 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施します。 ・植栽木等の保護は、防護柵や筒状食害防止材、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とします。 ・防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行います。 ・捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器等により行います。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとします。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、2 の防止の方法に準ずるものとします。

4 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努めます。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行います。

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行います。

- ・富士市火災予防条例に従い、山火事発生 of 未然防止に努めます。
- ・初期消火器材の配備を進めます。
- ・山火事発生 of 危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知します。

- ・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識啓発をします。
- ・山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、防火林道（出火時に消防自動車が消火活動をするための道）及び標識等の設置を推進します。
- ・林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用の制限に従うよう努めることを周知します。
- ・林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知します。
- ・富士本林野消防隊、内山林野消防隊といった地域防災組織に対しては、その活動を支援していきます。

第4 森林病虫害駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本としますが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「富士市火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとします。

第5 その他必要な事項

1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき山林

風倒害、病虫害等の被害を受けているもの、又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林の所在を表3-5-1に示します。

また、松くい虫被害対策については、方法及び実施する森林の区域を表3-5-2に示します。

表3-5-1 病虫害被害等のため伐採を促進すべき森林の所在

被害区分	森林の所在	林小班
松くい虫	田子浦・元吉原地域	60 い～る、127 う～け

表3-5-2 松くい虫被害対策の方法及び区域

松林区分別		対策及び森林の区域	備考
保全すべき松林	高度公益機能森林	静岡県松くい虫被害対策事業推進計画による。	
	地区保全森林		
被害拡大防止森林			

2 不法投棄の抑止の方法

山林や林道における不法投棄は地域の景観を著しく損ない、場合によっては土壌や水源を汚染する可能性があります。不法投棄を抑止するため、以下のような取組を行います。

- ・職員や不法投棄監視パトロール隊員によるパトロールを常時行います。
- ・市役所ホームページ等で投棄行為の目撃情報提供を呼びかけ、地域全体による不法投棄の監視を行います。
- ・私有林に対して警告看板の配布を行います。
- ・山林監視員による林道及び公有林の巡視に際し、不法投棄の発見、監視を行います。

3 その他

山林災害、林業事故を予防するため、以下のような取組を行います。

- ・台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表4-1-1に示します。

なお、これらの森林は、丸火・須津山・野田山休養林地域として市民に親しまれています。

表4-1-1 保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大淵字 丸火東	43 い1～9・は8 ～21、 46 い33・44・ 45・47・48・ 56・ろ1～4・は	79.40	22.95	56.05	0.40	—	—	
桑崎字 板小屋 ほか	74 ろ7・9～19、 75 い13～17・ろ 1～13・15～27・ は、 76 い・ろ1～5	78.38	74.88	—	3.50	—	—	
桑崎字 奥郷地	80 ろ6・ほ 83 ろ18～21	37.89	37.89	—	—	—	—	
増川字 小麦石	109 い、118	59.41	47.42	11.49	0.50	—	—	
中之郷字 四十九山	134 は56～83・ ほ9・14	11.73	11.02	0.39	0.32	—	—	

※ 詳細な位置は、付属の現況図（保安林・他法令区域・保健機能森林）を参照。

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表4-2-1のとおり定めます。

表 4-2-1 保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導します。 ・ 伐採に伴う裸地面積の縮小を図ります。
造林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再造林に努めます。
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 ・ 施業は、地域の林業経営体等が主体となって行うとともに、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用します。

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

整備することが望ましい森林保健施設とその整備、維持、運営等に当たっての留意事項を表 4-3-1 のとおり定めます。

表 4-3-1 施設の整備

整備することが望ましい施設	留意事項
管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土は最小限となる配置を行います。 ・ 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行います。

2 立木の期待平均樹高

施設の整備において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を表 4-3-2 に示します。

表 4-3-2 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	18 m	
ヒノキ	18 m	
コナラ	12 m	

第4 その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意します。



桑崎字奥郷地地先

自然環境保全林 富士ひのきの森

V その他森林の整備のために必要な事項 (法第10条の5第3項第4号)

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導します。

- ・ I の第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・ II の第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ II の第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・ IIIに示す森林病虫害の駆除、予防、その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、「一体整備相当区域」という。）を表5-1-1に定めます。

表5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積(ha)
大淵・中野	1～14	464.48
大淵1	15～20・39・40	678.60
大淵2	21～31	1,075.65
大淵3	33～38	526.42
大淵4	41～49	626.24
大淵・今宮	50～56・58・59	429.32
岩本・海岸林・その他	57・60・127～129	187.60
比奈・富士岡	61～64・99～104	519.41
桑崎・比奈	65～73・84～87	703.36
桑崎1	74～83	1,023.30
桑崎2	88～98	785.51
須津	105～126	1,413.60
旧富士川町	130～157	1,611.31

※ 詳細な位置は、付属の経営図（一体整備相当区域）を参照。

第2 生活環境の整備に関する事項

該当無し

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興に関して、次に掲げる取組を行ってまいります。

1 富士ヒノキのブランド化

富士地区林業振興対策協議会が立ち上げた富士山南麓産ヒノキの新ブランドである「FUJI HINOKI MADE」の普及促進、PR活動に取り組み、木材産業の振興と世界文化遺産である富士山の環境保全に貢献します。



2 富士地域材使用住宅取得費補助金交付事業

地元産の木材を市民により多く使用してもらうため、「富士地域材使用住宅取得費補助金」として、富士地域で生産された木材を一定以上使用した木造住宅を市内で取得する者に対し、使用した木材量に応じて1棟当たり最大50万円の補助を行います。

また、富士地域で生産された木材を使用した住宅のリフォームについても、使用面積に応じて最大14万円の補助を行います。(令和7年度開始)

表5-3-1 富士地域材使用住宅取得費補助金 交付状況

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
交付件数	76件	102件	86件	82件	61件	79件	51件
交付金額	22,800 千円	30,600 千円	25,800 千円	24,600 千円	18,300 千円	23,700 千円	15,300 千円

※ 平成22年9月15日から事業開始

3 富士地域材使用非住宅建築物取得費補助金交付事業

地元産の木材を市民により多く使用してもらうため、「富士地域材使用非住宅建築物取得費補助金」として、富士地域で生産された木材を一定以上使用した木造非住宅施設を市内に取得する者、又は市内の非住宅施設の内装を木質化する者に対して、1棟当たり30万円、内装木質化は面積に応じて10万円又は20万円の補助を行います。

表5-3-2 富士地域材使用非住宅建築物住宅取得費補助金 交付状況

年度		令和3	令和4	令和5	令和6
取得(新增築)	交付件数	1件	1件	0件	3件
	交付金額	300千円	300千円	0千円	900千円
内装木質化	交付件数	0件	1件	0件	0件
	交付金額	0千円	100千円	0千円	0千円

※ 令和3年度から事業開始

4 中～低規格材の市内産業への積極利用

構造材に適さず、利活用されないこともあった中～低規格材について、国産材合板工場に向けた合板用材の積極的な搬出や、木質バイオマス・石炭混焼ボイラーでの低規格材の利用などを通じ、市内木材産業の活性化と資源の有効活用を推進します。

5 間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定

東京都港区との間に締結した「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書（通称、みなとモデル）」により、大規模建築物への木材使用による二酸化炭素固定の推進に貢献するとともに、市内で生産された木材、木工製品の首都圏での流通拡大を図ります。



間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書

港区（以下「甲」という。）と富士市（以下「乙」という。）は、都市部における間伐材を始めとする国産材（以下「木材」という。）の活用を通じて、日本の森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることにより、国内林業の活性化及び低炭素社会の実現に貢献するために協定を締結する。

■ 目的

第1条 この協定は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度（以下「本制度」という。）を継続的に運用するために、木材供給の安定化並びに供給する木材の合法性及び森林の持続性を保証することを目的とする。

■ 保証

第2条 乙は、木材の合法性及び森林の持続可能性を担保し、伐採後の森林の確実な更新を保証するために、次のいずれかの事項を満たす森林から産出された木材又は当該木材から生産された木材製品を本制度の建築主に供給するものとする。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条の規定に基づき、市町村長から森林経営計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成23年4月22日法律第20号）の施行日である平成24年4月1日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。

(2) 独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC等）を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。

(3) 森林法第2条第3項に定める国有林であり、同法第7条の2の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。

■ 供給

第3条 乙は、木材を安定して供給するために、本制度の登録事業者を適切に指導及び監督し、甲に対する情報提供に努める。

■ 連携

第4条 乙は、みなと森と水ネットワーク会議参加自治体と連携し、及び協力して木材の安定供給に努める。

■ 活用

第5条 甲は、港区内における木材の活用を促進するための環境整備に努める。

■ その他

第6条 乙は、登録事業者等との協力により、木材加工、運送等の過程における二酸化炭素排出量の削減に努力する。

以上、本協定締結の証として、本書2通作成し、甲乙は記名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年10月31日

甲 港区長 乙 富士市長

武井雅昭  小長井義正 

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

既存の自然環境を活かしながら、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間を維持します。

また、森林の総合利用に必要な施設を表5-4-1に掲載します。

表5-4-1 森林の総合利用に必要な施設

施設の種類	現状（参考）		
	位置	規模	対図番号
丸火自然公園	大淵	面積 80.0 ha 管理棟 1 棟 トイレ 5 棟 四阿 2 棟 遊歩道 7.2 km 駐車場 4 箇所 キャンプ施設 1 箇所 炊飯施設 3 箇所 バーベキュー施設 1 箇所	1
須津山休養林	須津	面積 18.9 ha 管理棟 1 棟 トイレ 1 棟 四阿 1 棟 遊歩道 1.5 km 駐車場 3 箇所 キャンプ施設 1 箇所 炊飯施設 1 箇所	2
富士ひのきの森 自然環境保全林	桑崎	面積 25.2 ha 四阿 1 棟 遊歩道 1.1 km 駐車場 1 箇所	3
野田山健康緑地公園	中之郷	面積 102.4 ha 管理棟 1 棟 トイレ 2 棟 四阿 3 棟 駐車場 3 箇所 キャンプ施設 1 箇所 炊飯施設 1 棟	4
はたご池公園	北松野	トイレ 1 棟 四阿 1 棟	5

※ 詳細な位置は、付属の施設図（林産物利用促進施設・森林総合利用施設）を参照。

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていきます。

1 地域住民参加による取組

- ・住民参加による市単独の活動を開催します。
- ・間伐実施等の広報を積極的に行い、地域住民の森林・林業への関心を高めるように努めます。
- ・市内で開催されるイベントにおいて、親子木工教室を開催します。



親子木工教室

2 上下流連携による取組

下流域の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうよう、積極的に働きかけます。

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内に、経営管理制度に基づき森林経営管理権を設定し、森林経営管理実施権により再委託を進める森林は、表6-1-1のとおりです。

表6-1-1 計画期間内における森林経営管理実施権による再委託対象森林

区域	作業種	面積 (ha)	備考
旧富士川町域	間伐	100.0 ha	
須津山地区	間伐	100.0 ha	
大淵・内山地区	間伐	100.0 ha	

これらの対象森林においては、木材利用を進めながら経営管理を行います。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

施業の制限を受ける保安林においては、森林法に基づく施業を実施します。なお、自然公園法、砂防指定地管理条例等の法令等により伐採行為が制限されている場合には、これらの法令等を踏まえた施業を実施します。

また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとします。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図ります。

また、近年頻発する集中豪雨による水害を防止するために、流域治水の取り組みと連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努めます。

3 土地の形質変更に当たり留意すべき事項

森林の土地の形質変更に当たっては、次の事項に留意します。

(1) 保安林

保安林では、保安林指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとします。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、及び景観等の生活環境条件を考慮し、以下のとおり森林の適正な利用を図ります。

- ア 土砂の流出、崩壊、その他災害を発生させるおそれがないこと。
- イ 水害を発生させるおそれがないこと。
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(3) その他の事項

太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透機能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行います。

また、事業者に対し、地域住民の理解を得るための取組の実施等を行うよう配慮させるとともに近隣の開発との一体性や開発面積の拡大や富士市総合計画等との整合に留意することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

田子浦・元吉原地域の松林については、古くから地元住民により育成され、防潮・防砂の役割を担い、生活安全への寄与も大きいことから、保全に努めます。

丸火自然公園・須津山休養林・野田山健康緑地公園については、地域住民の憩いの場となっているほか、市外から訪れる観光客も多いことから、環境保全のための整備を行います。

5 公有林の整備に関する事項

本市には、人工林を中心とした約 2,200ha の市有林があるため、地域の模範となるよう適正な経営管理を行うほか、資源として成熟した人工林については、利用間伐を中心に積極的な木材生産を実施します。

また、富士市、富士市森林組合、静岡県富士農林事務所の 3 者で締結している「富士市有林経営管理に係る協定書」に基づき、市有林の適正な経営管理、市場や地元合板工場等への木材の安定供給を図るとともに、林業の担い手の育成、技術力向上を視野に入れ、市有林の森林整備を通じた林業活性化を図ります。



高性能林業機械（ハーベスタ）による皆伐施業



SGEC 認証森林（大淵地先）

（1）富士地域における SGEC 森林認証

富士ヒノキのブランド化や木材の付加価値を高め、木材生産と森林の有する公益的な機能を発揮する持続可能な森づくりを目指し、富士市では市有林において、平成 25 年 12 月 16 日に「一般社団法人緑の循環認証会議（略称 SGEC）」から森林認証を取得しました。

その後、富士地域全体で広域的な森林経営を進めるため、富士市・富士市森林組合や富士宮市等の団体で構成する認証管理団体「富士山森林認証グループ」を立ち上げ、平成 30 年 10 月 1 日に森林認証を取得しました。

今後も、富士地域における森林認証材の需要拡大を目指します。

6 林業及び木造建築への啓発に関する事項

本市の市有林や植林史を語る上で重要な金原明善翁による植林地、桑崎字勢子辻地先に建設した「勢子辻林業施設展示場（ひのきの家）」、四阿や遊歩道が整備され森林浴と林内散策が楽しめる「富士ひのきの森」などの施設を活用し、林業や木造建築物についての興味と理解を深めるための教育・啓発活動を行います。



勢子辻ひのきの家



内装

7 良好な森林景観の形成に関する事項

地域の自然（気象、地形、地質等）や歴史的・文化的景観（史跡、景勝地、田園風景といった原風景等）との調和を図るとともに、時間経過と共に変化する森林景観を踏まえた中長期的な視点で、良好な森林景観を形成するための森林の整備・保全を行います。

8 地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項

健全な森林の維持、育成に向け、市有林の計画的な施業による適正な森林管理を進めるとともに、管理の行き届かない森林の増加を抑制するため、森林所有者と林業経営体等との森林経営委託契約の促進、森林経営管理制度の活用により、森林の経営管理を推進します。

森林施業においては、次のとおり生物多様性保全に配慮した施業を推進します。

- ・ 周辺の天然林、溪流沿いの森林、施業地内の単木的な天然有用樹について、作業や森林育成に支障のない範囲で、可能な限り保残に努めるものとします。
- ・ 林業機械の使用の際は、特に水源域においては、生分解性潤滑油の使用に努めるものとします。
- ・ 希少な野生生物を発見した場合は、路網線形、作業時期の変更等の必要な対策の実施に努めます。
- ・ 主伐後の新植地に対しては、獣害防護柵や単木保護資材によるニホンジカなどの野生動物による苗木の食害対策を実施し、森林の確実な更新を図ります。